

|                |  |  |
|----------------|--|--|
| 第<br>4644<br>号 | <br>リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行<br>リーダスクラブFAXニュース<br>(2013年)平成25年 1月 9日 水曜日 |
|----------------|--|--|

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 年末調整の対象になる中途退職者

**Q**：中途退職者でも年末調整する場合がありますが、どのような場合なのですか？

**A**：次のような場合は年末調整をします。

### 【解説】

年末調整は、本年中に支払の確定した給与の総額を対象として行うものですから、年の途中で退職した者については、原則として年末調整を行わないのですが、次の者については、退職後に他の支払者から給与の支給を受けることはないと考えられることから、例外的に退職時に年末調整を行うこととなっています。

- ①死亡により退職した者
- ②海外支店等に転勤したことにより非居住者となった者
- ③著しい心身の障害のため退職した者で、その退職の時期からみて、本年中に再就職することが明らかに不可能と認められ、かつ、退職後その年中に給与等の支払を受けることとなっていない者
- ④12月に支給期の到来する給与等の支払を受けた後に退職した者

ただし、これらに該当する者であっても年末調整を行うのは、退職時において、「扶養控除等申告書」を提出している者に限られることは言うまでもありません。

